

災害時の廃棄物処理方針

<組織団体>

八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、西東京市、瑞穂町

<一部事務組合>

ふじみ衛生組合、柳泉園組合、西多摩衛生組合、多摩川衛生組合、小平・村山・大和衛生組合、多摩ニュータウン環境組合、浅川清流環境組合



令和7年10月

東京たま広域資源循環組合

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1章 総則 | 1 |
| 第1節 処理方針策定の背景及び目的 | 1 |
| 第2節 処理方針の位置付け | 2 |
| 第3節 処理方針の対象 | 3 |
| 第4節 循環組合の役割 | 4 |
| 第5節 処理方針の実効性の確保 | 5 |
| 第2章 現状の整理 | 6 |
| 第1節 循環組合の受入施設 | 6 |
| 第2節 平時の廃棄物等の搬入等の条件 | 9 |
| 第3節 災害時に備えた廃棄物等の搬入等の条件 | 10 |
| 第3章 災害時における廃棄物の処理方針 | 14 |
| 第1節 災害の大きさとエコセメント化施設の処理能力との関係 | 14 |
| 第2節 処理方針 | 16 |
| 第4章 国庫補助と費用負担 | 17 |
| 第1節 国庫補助の活用について | 17 |
| 第2節 災害時の廃棄物処理における費用負担について | 18 |
| 第5章 組織体制・発災時における対応 | 19 |
| 第1節 連絡調整会議 | 19 |
| 第2節 発災時の対応手順 | 20 |
| 第3節 関係主体との協力・連携 | 21 |
| 第4節 各組織への連絡 | 22 |
| 第6章 災害廃棄物の仮置場【参考】 | 23 |
| 第1節 被害想定に基づく災害廃棄物の発生量 | 23 |
| 第2節 組織団体の仮置場 | 28 |
| 第3節 二ツ塚処分場の利用検討 | 31 |

別紙 【参考資料】 タイムライン（発災時の対応手順）及び様式

第1章 総則

第1節 処理方針策定の背景及び目的

東京たま広域資源循環組合（以下、「循環組合」という。）を構成する25市1町（以下、「組織団体」という。）の地域（以下、「対象地域」という。）は、面積727.4㎢、人口は令和7年10月時点で410万人を超える規模を有している。

焼却及びリサイクル施設から排出される焼却残さ及び不燃物¹を循環組合に搬入する組織団体及び各組織団体で構成する一部事務組合（以下、「搬入団体」という。）では、可燃ごみや不燃ごみの処理に加え、資源物の再資源化を図り、循環型社会の形成に取り組んでいる。

また、循環組合が管理する日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場（以下、「二ツ塚処分場」という。）内の東京たまエコセメント化施設（以下、「エコセメント化施設」という。）では、可燃ごみの焼却施設から搬入される焼却残さを、全量エコセメントの原材料として再資源化している。

図表 1-1 組織団体位置図と一部事務組合



令和4年5月に東京都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、多摩東部直下地震（M7.3）、立川断層帯地震（M7.4）、南海トラフ巨大地震（M9クラス）などで大量の災害廃棄物が発生することが想定されている。

また、近年、全国各地において自然災害が多発・激甚化しており、平成23年3月11日の東日本大震災をはじめ、平成27年9月関東・東北豪雨における鬼怒川の氾濫、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨による球磨川の氾濫、令和6年能登半島地震など、大規模地震や集中豪雨等が相次いで発生している。また、対象地域における近年の自然災害としては、令和元年東日本台風（台風19号）により床下浸水などの被害が多数発生している。これらの災害に伴い、大量の災害廃棄物が発生しており、対象地域においても災害時の廃棄物処理に関する対応力の強化が求められている。

一方、エコセメント化施設については、令和8年度に稼働から20年が経過することから、施設の今後のあり方について、検討を行った。

¹ 第7次計画では、「不燃残さ」の用語を使用しているが、災害時では分別の程度が様々であるため、以降「不燃物」の用語を使用する場合がある。

令和3年度の運営計画検討委員会においては、社会的に求められている環境負荷の低減や事業の確実性、災害廃棄物対策、二ツ塚処分場の延命化などの観点から、エコセメント事業の継続及びエコセメント化施設の更新を行う方針を決定した。

さらに、この決定を受けて、令和4年度のエコセメント化施設更新工事等検討委員会においては、エコセメント化施設が災害廃棄物由来の焼却残さを受け入れる施設として、明確な役割を果たしていくことを確認した。

また、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする第7次廃棄物減容(量)化基本計画(以下、「第7次計画」という。)の策定に当たっては、災害時における循環組合としての焼却残さの受入・処理体制の確保を課題として挙げており、その対応が求められている。

こうした背景を踏まえ、循環組合では、災害時に各施設が廃棄物を処理していく拠点として機能し、対象地域における災害時の廃棄物への対応が円滑に進められるよう、「災害時の廃棄物処理方針」(以下、「処理方針」という。)を定めることとした。これにより、ハード・ソフトの両面から災害対応力の強化を図り、社会的に求められる役割を積極的に果たしていく。

さらに、不燃物については、平時においては組織団体の自主的な取組により、「埋立ゼロ」を継続しているが、災害時における処理方針をあらかじめ明確にしておく必要がある。

処理方針の主な内容

- ・災害時における廃棄物の処理方針
- ・災害時における国庫補助及び費用負担の考え方
- ・組織体制・連絡体制の構築

第2節 処理方針の位置付け

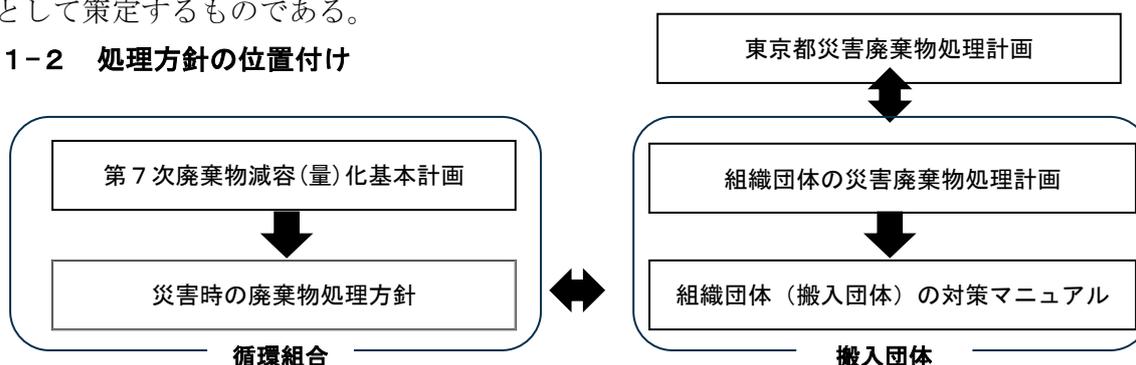
災害時に発生する一般廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃掃法」という。)第2条の3及び第4条の2に規定されているとおり、地方公共団体は適正な処理を実施する責務を有している。

各組織団体は、環境省が示す「災害廃棄物対策指針」に基づき策定された「東京都災害廃棄物処理計画」と整合を図りつつ、地域防災計画及び一般廃棄物処理計画と関連付けた「災害廃棄物処理計画」をそれぞれ定めている。

循環組合では、最終処分場の長期間にわたる活用・組織団体のごみ減量の更なる推進、事業の安全・安定かつ効率的な運営及び循環組合が直面する課題への対応等を目的として、廃棄物減容(量)化基本計画を策定している。

第7次計画においては、これまでの計画で初めて災害時における焼却残さ等の受入に関する対応方針を示しており、処理方針は第7次計画を上位計画と位置付け、その計画期間と同期間の行動指針として策定するものである。

図表 1-2 処理方針の位置付け



第3節 処理方針の対象

1 循環組合の受入施設の前提条件

処理方針では、災害時においても、エコセメント化施設・二ツ塚処分場が稼働していることを前提としている。万一被災し、稼働できなくなった場合には、エコセメント化施設については復旧工事を行い、二ツ塚処分場については場内の施設の点検結果により補修が必要なものは早期に対応することで、速やかに復旧する。

2 対象とする災害

処理方針では、地震災害、風水害、火山災害、その他自然災害を対象とする。

地震災害については地震動により直接に生じる被害に加え、これに伴って発生する火災、爆発その他異常な現象により生じる被害を対象とする。

風水害については、竜巻等の風による被害のほか、大雨、台風、雷雨等による多量の降雨により生じる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れなどの被害を対象とする。

3 対象とする廃棄物

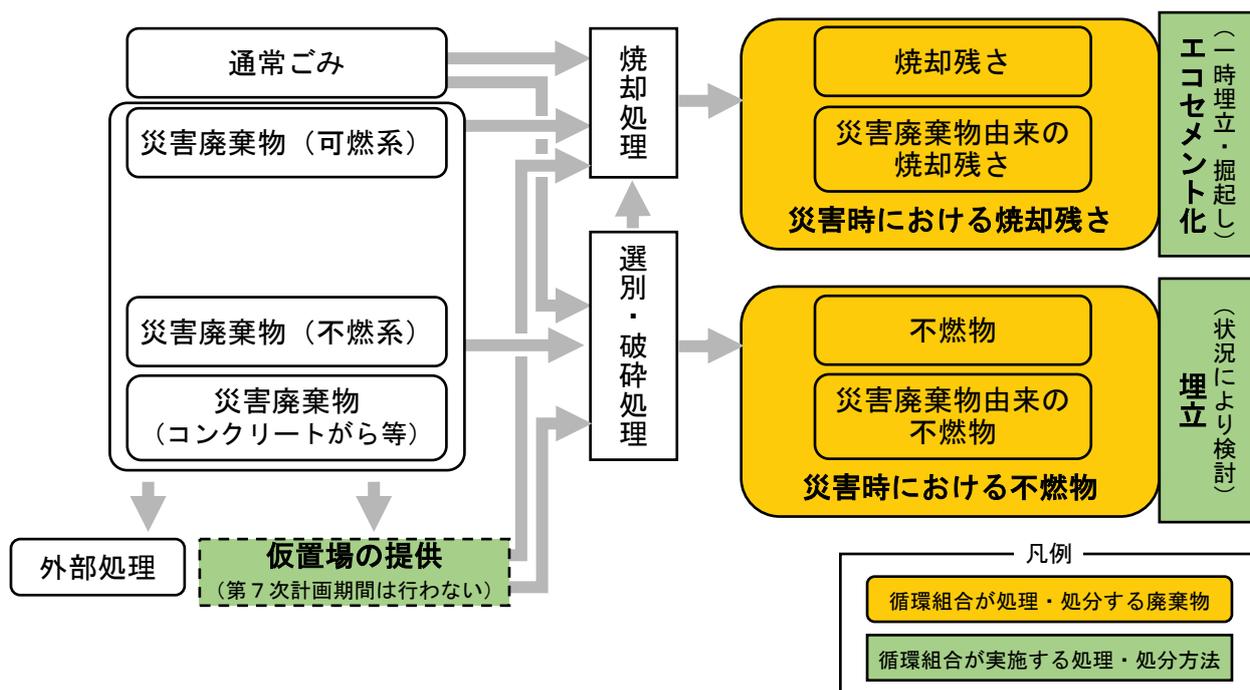
循環組合が受け入れることができる廃棄物は、日の出町及び地元自治会と締結している「日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場に係る公害防止協定書」及び「日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場に係る公害防止細目協定書」（以下、「公害防止協定等」という。）で搬入が認められている、組織団体からの焼却残さ及び不燃物である。

なお、火山噴火に伴う火山灰については、廃掃法における「廃棄物」には該当しない。

しかし、火山灰を廃棄物と一体として処理することがある場合、そこから発生する焼却残さや不燃物の処理方針については、国等における検討状況等も注視しながら、当該組織団体と調整・協議しつつ、検討していくこととする。

処理方針における災害時の廃棄物と処理・処分の方法を、図表1-3に示す。

図表 1-3 災害時において循環組合が処理・処分する廃棄物とその方法



第4節 循環組合の役割

循環組合は、公害防止協定等に基づき、災害時における焼却残さや不燃物についてエコセメント化や埋立等の処理を行う。

また、災害時の廃棄物の搬入方法や処理方法等について、搬入団体と調整をしたうえで、「日の出町・地元自治会」、「青梅市・地元自治会」及び「あきる野市」と、公害防止協定等に基づく連絡調整を行う。

この地元との連絡調整により決定した事項や、地域住民の生活に配慮すべき事項等については、搬入団体に対して周知するものとする。

なお、搬入団体と調整を要する場合には、第5章第1節で定める「災害時における連絡調整会議」（以下、「連絡調整会議」という。）において、関係機関間での合意形成を図るものとする。

さらに、多摩地域全域に及ぶような大規模災害により多摩地域全体が被災した場合や、多摩地域の一部が被災した場合などで、西秋川衛生組合管内（あきる野市、日の出町、奥多摩町及び檜原村）から発生する廃棄物の処理が困難となる場合には、多摩地域の市町村で締結している「震災時等の相互応援に関する協定」も視野に入れ、対応を検討する。

ただし、これを含め、対象地域以外で発生した災害に係る対応については、特段の理由がない限り、東京都からの要請に基づき対応を行うものとする。

第5節 処理方針の実効性の確保

循環組合は、災害時における廃棄物の処理が滞ることがないように、平時から体制の整備を進めるとともに、東京都・搬入団体・循環組合の連携を密にし、リサイクルの推進、環境負荷の低減、経済性への配慮等を踏まえた処理を行うことで、災害からの復旧・復興に努めていくことが求められている。

特に、災害時における焼却残さのエコセメント化が滞ることは、災害時の廃棄物処理の停滞につながり、復旧・復興の遅れを招くおそれがあるため、円滑な処理体制の確保が重要である。

このため、災害時における廃棄物の搬入ルール等を定めた処理方針の実効性を確保し、搬入団体における災害時の廃棄物処理に対する意識向上を図るため、以下の取組を行う。

1 処理方針の改正

処理方針は、第7次計画の行動指針であるため、その実効性を確保・向上させるため、必要に応じて見直し・改正を行うものとする。

見直しが想定される主なケースは、以下のとおりである。

- ・次期（第8次）廃棄物減容（量）化基本計画策定時
- ・関係法令（災害対策基本法、廃掃法等）や関連計画、対策指針が改正され、本処理方針との整合性に齟齬が生じた場合
- ・実際の災害対応や訓練により得られた教訓や課題を踏まえ、見直しの必要が生じた場合
- ・地元との公害防止協定等を変更した場合

2 教育・訓練と処理方針

ア 循環組合職員等への教育・訓練

処理方針が災害時に有効に活用され、災害時の廃棄物の迅速かつ適正な処理を通して、復旧・復興に寄与できるよう、循環組合及び搬入団体職員に対して処理方針の内容の周知を図る。

また、循環組合職員は、災害時に迅速かつ的確に対応できるよう、以下のような教育・訓練の具体的検討や、国や東京都が開催する訓練・研修等にも積極的に参加する。

教育・訓練によって得られた課題や改善点は、処理方針の見直しに活用していく。

【教育・訓練の方法（例）】

- ・講演会、セミナーなど
（過去の災害時の廃棄物処理等の経験に学ぶ訓練、災害廃棄物の処理方法、災害報告書の作成、補助金交付申請事務に係る実務、災害廃棄物の処理に係る関係法令等）
- ・循環組合と搬入団体が連携した情報伝達訓練
- ・図上演習

イ 経験の継承

災害時の廃棄物処理の初動期から収束期までの対応内容や判断経緯について、記録・保存し、その経験を継承していく。

これにより、過去の教訓を将来の災害対応に活かし、対象地域における円滑かつ迅速な災害対応体制の構築に資するものとする。

第2章 現状の整理

第1節 循環組合の受入施設

1 エコセメント化施設

ア エコセメント化施設の処理能力

平成18年7月に稼働したエコセメント化施設は、安定的な事業運営や確実な販路の確保を目的として、施設を循環組合が所有し、設計・施工、運転・維持管理、販売を一体的に民間事業者が担う公設民営のDBO方式により、20年間の契約で実施している。

エコセメント化施設の処理能力と第7次計画期間中における焼却残さ搬入見込量は図表2-1のとおりである。

図表 2-1 エコセメント化施設の処理能力

| | |
|-------------|--|
| ○ エコセメント化施設 | (平成18年7月から稼働) |
| 焼却残さの処理能力 | 330 t/日 |
| 年間最大処理能力 | 94,000 t/年 |
| 焼却残さ処理量 | 68,959～70,803 t/年(令和8年度～令和12年度における焼却残さ搬入見込量) |
| 災害廃棄物処理能力 | 23,197～25,041 t/年程度(年間最大処理能力の約25%) (年間最大処理能力 — 焼却残さ搬入見込量 = 災害廃棄物処理能力) |

現在のエコセメント化施設は、年間最大処理能力94,000 t/年を有している一方、第7次計画では、各組織団体が実施する様々なごみ減量化施策や、将来的な人口減少等の要因を考慮し、ごみ排出量の減少傾向が見込まれており、令和12年度の焼却残さ搬入見込量は70,803 t/年となる。このことから、25,041 t/年(全体の約25%程度)が処理余力と見込まれ、この余力を災害時の廃棄物処理に充当する。

イ 施設の老朽化に伴う基幹的設備改良工事及び運営事業の概要

(ア) 基幹的設備改良工事

エコセメント化施設は、循環型社会の形成に寄与すべく、延命化対策、CO₂排出削減及び災害廃棄物処理体制の強化を図るため「エコセメント化施設基幹的設備改良工事及び運営事業要求水準書(工事編)」に基づき、基幹的設備改良工事(以下、「基幹改良工事」という。)を実施する。

(イ) 運営事業

エコセメント化施設の運営事業は、搬入団体のごみ焼却施設から排出される焼却残さの処理を行い、エコセメントの製造までを行う。

主な業務は、本施設の施設運転管理、維持管理、環境管理、施設清掃、防災管理等である。

(ウ) 事業期間

設計準備期間：令和7年度(設計、機械製作等)

工事期間：令和8年度～令和12年度のうち、年間連続100日程度の休転期間

運営期間：令和8年4月～令和33年3月(25年間)

ウ 一時埋立てと掘起こし

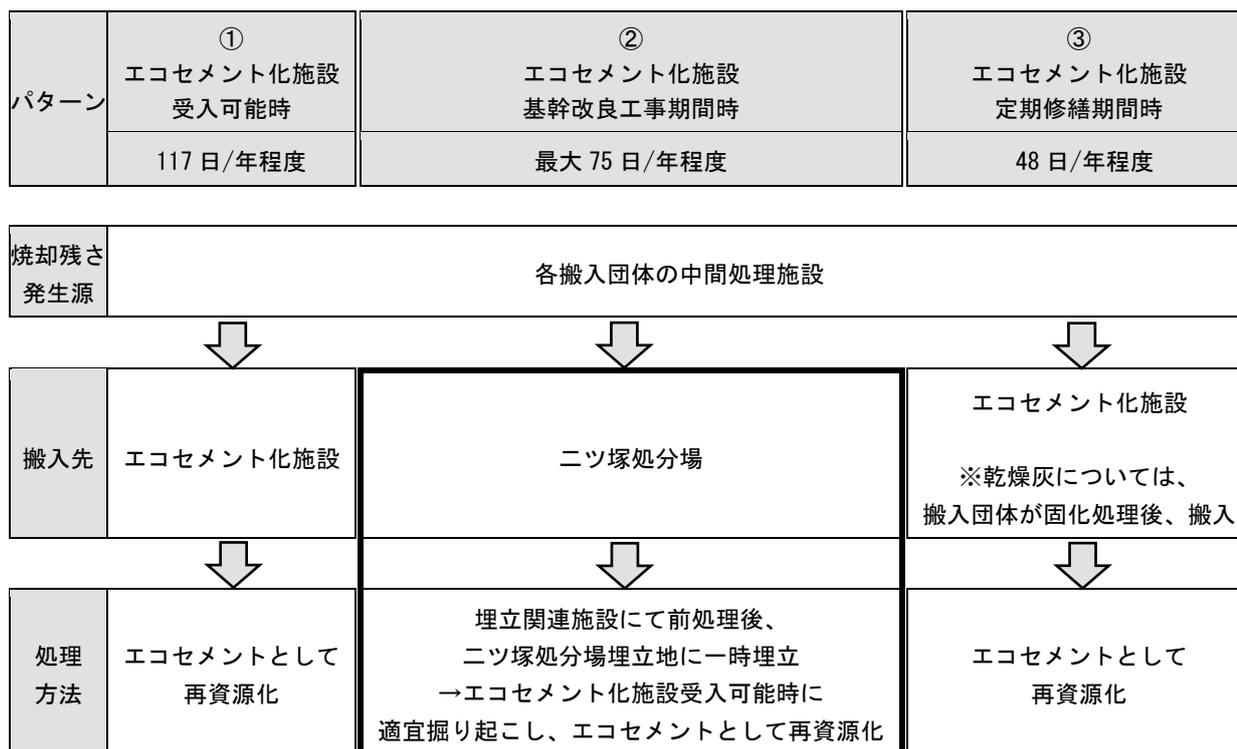
エコセメント化施設の基幹改良工事期間中において、施設の稼働停止が求められることから、代替処理として二ツ塚処分場において、焼却残さの一時埋立てを実施するための埋立関連施設を整備し、乾燥灰については固化処理を、湿灰については粗物や異物の除去等の前処理を行う。一時埋立ては、石灰石を用いた即日覆土を実施する、石灰石覆土埋立方法を採用する。更新工事期間外には、一時埋立した焼却残さを掘り起こし、埋立関連施設で破碎して、エコセメント化施設へ搬入する。

エ 第7次計画期間中における焼却残さの処理の流れ

第7次計画期間（エコセメント化施設の基幹改良工事期間：令和8年度～12年度）中は、以下の3パターンにより処理が行われる。

- ①エコセメント化施設受入可能時
- ②エコセメント化施設基幹改良工事期間時
- ③エコセメント化施設定期修繕期間時

図表 2-2 第7次計画期間中における焼却残さの処理の流れ



2 ニツ塚処分場

平成 10 年 1 月に供用開始されたニツ塚処分場においては、平成 18 年 7 月のエコセメント化施設稼働以降、破碎・減容量化された不燃物の埋立のみとなり、平成 30 年度以降は搬入がなく、「埋立ゼロ」を継続している。

図表 2-3 ニツ塚処分場の状況

| 1 埋立容量等 | | | | |
|---------|-----------------------------|----------------------|---------------------|----------------------|
| 項目 | 第 1 期 | 第 2 期 | 第 3 期 | 合計 |
| | 平成 10 年 1 月～ 平成 15 年 2 月 | 平成 15 年 9 月～ 現在 | 未着工 | |
| 埋立廃棄物量 | 86 万 m ³ | 102 万 m ³ | 62 万 m ³ | 250 万 m ³ |
| 覆土量 | 41 万 m ³ | 47 万 m ³ | 32 万 m ³ | 120 万 m ³ |
| 埋立容量 | 127 万 m ³ | 149 万 m ³ | 94 万 m ³ | 370 万 m ³ |

2 埋立実績（廃棄物量） 約 112 万 m³

3 埋立進捗率 44.7 %

4 埋立残余容量 約 76 万 m³（第 3 期エリアを除く）

※平成 30 年度以降は、不燃物の搬入がなくなり「埋立ゼロ」を継続中

※埋立進捗率は第 3 期エリアを含めた進捗率

※現在、第 3 期エリアは未着工のため、廃棄物の埋立は不可

第2節 平時の廃棄物等の搬入等の条件

二ツ塚処分場やエコセメント化施設の開設に当たっては、日の出町や地域住民の多大なご理解とご協力のもと、循環組合では、地域住民の生活環境を保全するとともに、生命財産の安全を確保する目的で公害防止協定等を定めている。

また、廃棄物の搬入ルートになる「青梅市・地元自治会」や「あきる野市」と協定や覚書を取り交わし、関係車両の運行経路・運行時間・運行台数の上限などを定めて、遵守している。

災害時には、搬入車両の増加などが想定されるため、地域住民への影響に配慮し、関係自治体の意向も踏まえつつ、搬入団体と連携・情報共有を図りながら適正に対応していく。

なお、現在、「日の出町・地元自治会」及び「青梅市・地元自治会」、「あきる野市」と締結している協定や覚書にある搬入車両に関する条件は、図表 2-4 のとおりである。

図表 2-4 平時の搬入等の条件

【公害防止協定書の抜粋】甲：日の出町、乙：循環組合、丙：第22自治会・対策委員会

| | |
|-----|--|
| 2 | 乙は、次に掲げる事項について年度開始前に甲及び丙に承認を得なければならない。 |
| (1) | 構成団体等ごとの搬入計画量 |
| (2) | 構成団体等別、経路別の1日当たり運搬車両の平均及び最高台数 |
| (3) | エコセメントの製造に必要な材料の搬入経路別の1日当たり運搬車両最高台数 |
| (4) | エコセメントの搬出経路別の1日当たり運搬車両最高台数 |
| | (以下省略) |

【公害防止細目協定書の廃棄物等の搬入方法のまとめ】

| 廃棄物の搬入 | | | エコセメントの搬出、材料などの搬入 | |
|--------|---|-----------|-------------------|--|
| | 時期 | 受付 | 作業終了 | |
| 搬入時間 | 3月～11月 | 9時～16時 | 17時 | 4時～22時 |
| | 12月～2月 | 9時～15時30分 | 17時 | |
| 搬入休日 | 土曜日（別に定める搬入日を除く） 日曜日 祝日 年末年始（12/31～1/3） その他必要な日 | | | 日曜日 祝日 大型連休（乙は甲・丙と協議） 年末年始（乙は甲・丙と協議） *生石灰の搬入は休日でも行うことができる。 |

【青梅市及びあきる野市との協定等の廃棄物等運搬車両に係るまとめ】

| 廃棄物の搬入 | | エコセメントの搬出、材料などの搬入 | |
|-----------------------------------|--------------|-------------------|--|
| 青梅市 | | | |
| 渡河位置 | 調布橋及び下奥多摩橋 | 調布橋 | |
| 上限台数 | 平均32台/日 | 平均31台/日 | |
| 運行時間 | 8時30分以降 | 4時から22時まで | |
| あきる野市 | | | |
| 上限台数 | 多摩橋ルート | 睦橋ルート | |
| | 平均29台/日 | 平均27台/日 | |
| 上限台数 | 秋留橋ルート | | |
| 平均台数 | 平均10台/日 | | |
| 運行時間 | 8時30分から17時まで | 4時から22時まで | |
| 共通事項 | | | |
| 学童の登校時間を避け、下校時間は車両が集中しないよう調整すること。 | | | |

第3節 災害時に備えた廃棄物等の搬入等の条件

平時のエコセメント化施設を含む二ツ塚処分場への搬入条件は、災害時において、迅速な復旧・復興の妨げとなる可能性があるため、道路事情の変化等により搬入に時間を要する場合など、状況に応じて廃棄物の確実な搬入を可能とする条件を検討する。

この際、公害防止協定等に規定されている災害時の特例や「災害時の特例規定に係る協定書」を適用し、日の出町・地元自治会、青梅市・地元自治会及びあきる野市と協議等の上、速やかに決定する。

加えて、不燃物の埋立てを行う場合には、別途必要な調整を行う。

図表 2-5 災害時の搬入等の条件

【公害防止協定書における災害時の特例規定に係る協定書の抜粋】

甲：日の出町、乙：循環組合、丙：第22自治会・対策委員会

(廃棄物等の搬入搬出方法の特例)

第3条 災害時において、公害防止協定第12条第2項第1号から第4号までに掲げる事項の数量を超過することが見込まれる場合には、乙は年度末までの見込量を把握できた時点で速やかに甲及び丙に対して報告しなければならない。

2 公害防止協定第12条第4項の規定にかかわらず、災害時において、特別講習が実施できない場合にあつて、交通安全の確保及び公害防止等に必要な、特別講習に代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

【公害防止細目協定書における災害時の特例規定に係る協定書の抜粋】

甲：日の出町、乙：循環組合、丙：第22自治会・対策委員会

(廃棄物等の搬入方法の特例)

第3条

1 搬入経路

細目協定第2条第3項第1号の規定にかかわらず、災害時において、廃棄物の搬入車両、エコセメントの材料等の搬入車両及びエコセメントの搬出車両が、第2条第3項第1号の搬入経路を通行できない場合には、乙は通行可能な安全なルートで搬入させるものとする。

なお、以上の対応をしたとき、現場の警察官の指示等により第2条第3項第1号の搬入経路を外れるとき及び第2条第3項第1号の搬入経路が復旧したときには、乙は速やかに甲及び丙に報告をするものとする。

2 講習修了証の携帯

細目協定第2条第3項第3号及び第5号の規定にかかわらず、災害時において、特別講習が実施できない場合にあって、交通安全の確保及び公害防止等に必要な、特別講習に代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

3 廃棄物の搬入時間

細目協定第3条第4項の規定にかかわらず、災害時の交通渋滞等による遅れや搬入車両の増加に伴う埋立等の時間の延伸等が想定される場合には、乙は、エコセメント化施設に搬入する焼却残さに限り、甲及び丙と協議したうえで、次の各号の搬入時間帯を設定する。

- (1) 搬入時間の延長
- (2) 休日の搬入

4 エコセメント製造に必要な材料等の搬入及びエコセメントの搬出時間

細目協定第3条第4項の規定にかかわらず、災害時の交通渋滞等により搬出入が滞る場合には、甲及び丙と協議したうえで、次の各号の搬出入時間帯を設定する。

- (1) 搬出入時間の延長
- (2) 休日の搬出入
- (3) 大型連休及び年末年始の搬出入

【青梅市等との協定の抜粋】

甲：青梅市、乙：地元自治会等、丙：循環組合

（運行経路に係る災害時の特例）

第2条 丙は、災害時において、運搬車両が前条第2項に規定する運行経路及び前条第3項に規定する渡河位置を通行できない場合は、通行可能かつ安全なルートで運行させるものとする。

2 丙は、災害時において、現場の警察官の指示等により運搬車両に対して前条第2項に規定する運行経路及び前条第3項に規定する渡河位置を変更して通行させる場合がある。

3 丙は、前各項における変更を行った場合、運行経路及び橋梁が復旧した際には、前条第2項に規定する運行経路及び前条第3項に規定する渡河位置を通行するとともに、速やかに甲及び乙に報告しなければならない。

（運行時間に係る災害時の特例）

第3条 丙は、災害時において、交通渋滞による遅れ等により、エコセメントの材料等の搬入等が第1条第3項に規定する運行時間内で終了できないことが見込まれる場合は、エコセメントの材料等の運搬車両の運行時間を変更して終日とすることができる。

2 丙は、前項における変更を行った場合、第1条第3項に規定する運行時間に復する際には、速やかに甲及び乙に報告しなければならない。

（運搬車両に係る災害時の特例）

第4条 丙は、災害時において、第1条第3項に規定する運搬車両台数の上限を超えることが見込まれる場合には運搬車両台数を変更することができる。その場合、丙は甲及び乙に見込み台数を速やかに報告するものとする。

2 丙は、第1条第3項に規定する運搬車両台数の上限以下に復する際には、その旨と変更した期間の運搬車両台数の実績を速やかに甲及び乙に報告しなければならない。

【あきる野市との協定・覚書の抜粋】

甲：あきる野市、乙：循環組合

【協定】

第7条 甲の区域を運行する乙を構成する市町及び乙に廃棄物を搬入する一部事務組合（以下「搬入団体」という。）の廃棄物運搬車両及びエコセメントの材料等の運搬車両の運行経路、台数等並びに災害時の対応について必要な事項は、甲及び乙が協議し、別に定めるものとする。

【覚書】

（災害時における運行経路の特例）

第5条 乙は、協定第2条第2号に規定する災害の発生に関連し、第1条に規定する運行経路について、一時的に変更する必要があるときは、次のとおりとする。

（1） 乙は、運搬車両が第1条の運行経路を通行できないことが判明している場合は、甲の承認を得た上でルートを変更できるものとする。

（2） 乙は、現場の警察官の指示等により第1条の運行経路を変更して通行した場合は、乙は速やかに甲に報告しなければならない。

（3） 乙は、前各号における変更を行った場合、第1条の運行経路が復旧した際は、当該経路を通行するとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

（災害時における運行時間の特例）

（1） 乙は、災害後の交通渋滞による遅れや運搬車両の増加に伴う処理時間の延伸等により、運行が時間内に終了ができないことが想定される場合は、甲の承認を得た上で廃棄物運搬車両にあつては、土曜日、日曜日、祝日等を含め、概ね午後10時まで延長し、エコセメントの材料等の運搬車両にあつては日曜日、祝日を含む終日とすることができる。

（2） 乙は、前号における延長等を行った場合、当該原因が解消した際は、第2条の運行時間に復すとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

（災害時における日平均運行台数の特例）

第7条 乙は、協定第2条2号に規定する災害の発生に関連し、第3条の規定する日平均運行台数について、一時的に変更する必要があるときは、次のとおりとする。

（1） 乙は、運搬車両の増加が想定される場合は、甲の承認を得た上で変更することができる。

（2） 乙は、前号における変更を行った場合、当該原因が解消した際は、第3条の日平均運行台数に復すとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

第3章 災害時における廃棄物の処理方針

第1節 災害の大きさとエコセメント化施設の処理能力との関係

地震や風水害など、様々な自然災害が想定されるなかで、被災状況は災害の種類や規模により大きく異なる。「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年 東京都防災会議）においても、立川断層帯地震は多摩地域に大きな影響を及ぼすおそれのある断層帯地震とされており、組織団体においても膨大な災害廃棄物の発生が見込まれる。

一方で、搬入団体の各焼却施設の処理能力は限られているのが現状である。

このため、エコセメント化施設の処理能力を基準に、以下の2つの区分に分けて災害時における焼却残さの処理方針を決定する。

想定1 エコセメント化施設処理能力の範囲内の焼却残さが発生する場合

（例えば、対象地域の一部の団体に及ぶような災害）

想定2 エコセメント化施設の処理能力を超える焼却残さが発生する場合

（例えば、対象地域全域に及ぶような大規模な地震災害）

各焼却施設の処理能力と発生する焼却残さの推計量は、図表 3-1 のとおりである。

図表 3-1 各焼却施設の処理能力と発生する焼却残さの推計量

| 中間処理施設 | 搬入団体 | 施設規模 (A) | 組織団体 | 焼却残さ (令和5年度実績 可燃ごみ状況調査結果参照) | | | | | 1炉当たりの 年間稼働 日数(日) (G) | 年間最大処理 可能量 (t/年) (負荷率100%) (H=A×G) | 年間処理 可能量 (t/年) (負荷率85%) (I=H×0.85) | 年間最大 焼却残さ 発生量 (t/年) (負荷率100%) (J=H×(E-F)) | 年間 焼却残さ 発生量 (t/年) (負荷率85%) (K=I×(E-F)) |
|--------------------------|------------------|---------------------|-------|-----------------------------|-----------------------------|----------------------|------------------------------|---------------------------|--------------------------------|--|--|--|---|
| | | | | 焼却 処理量 (t/年) (B) | 焼却残さ 発生量 (t/年) (C) | 有価物量 (t/年) (D) | 焼却残さ 発生量の 割合(%) (E) | 有価物量 の割合 (%) (F) | | | | | |
| 戸吹清掃工場 | 八王子市 | 300 t/日 (100t/日×3炉) | 八王子市 | 103,612 | 10,479 | 206 | 10.7 | 0.4 | 280 | 313,040 | 266,084 | 32,243 | 27,407 |
| 館クリーンセンター | | 160 t/日 (80t/日×2炉) | 八王子市 | | | | | | | | | | |
| 多摩清掃工場 | 多摩ニュータウン 環境組合 | 400 t/日 (200t/日×2炉) | 八王子市 | 26,713 | 2,706 | 294 | 10.7 | 0.4 | 280 | 313,040 | 266,084 | 32,243 | 27,407 |
| | | | 多摩市 | | | | | | | | | | |
| | | | 町田市 | | | | | | | | | | |
| 町田市バイオエネルギーセンター 熱回収施設 | 町田市 | 258 t/日 (129t/日×2炉) | 町田市 | 78,880 | 9,15 | 375 | | | | | | | |
| 立川市クリーンセンター | 立川市 | 120 t/日 (60t/日×2炉) | 立川市 | 34,680 | 3,615 | 71 | 10.4 | 0.2 | 280 | 33,600 | 28,560 | 3,427 | 2,913 |
| 武蔵野クリーンセンター | 武蔵野市 | 120 t/日 (60t/日×2炉) | 武蔵野市 | 26,061 | 2,733 | 0 | 10.5 | 0.0 | 280 | 33,600 | 28,560 | 3,528 | 2,999 |
| クリーンプラザふじみ | ふじみ衛生組合 | 288 t/日 (144t/日×2炉) | 三鷹市 | 27,384 | 3,362 | 0 | 12.3 | 0.0 | 280 | 80,640 | 68,544 | 9,919 | 8,431 |
| | | | 調布市 | 34,272 | 4,230 | | | | | | | | |
| 西多摩衛生組合環境センター | 西多摩衛生組合 | 480 t/日 (160t/日×3炉) | 青梅市 | 27,184 | 2,340 | 166 | 8.5 | 0.6 | 280 | 134,400 | 114,240 | 10,618 | 9,025 |
| | | | 羽村市 | 11,255 | 902 | 69 | | | | | | | |
| | | | 瑞穂町 | 7,881 | 678 | 48 | | | | | | | |
| | | | 福生市 | 10,706 | 922 | 65 | | | | | | | |
| クリーンセンター多摩川 | 多摩川衛生組合 | 450 t/日 (150t/日×3炉) | 府中市 | 41,691 | 4,560 | 226 | 11.7 | 0.7 | 280 | 126,000 | 107,100 | 13,860 | 11,781 |
| | | | 国立市 | 13,831 | 1,588 | 75 | | | | | | | |
| | | | 狛江市 | 12,448 | 1,703 | 231 | | | | | | | |
| | | | 稲城市 | 15,870 | 1,963 | 87 | | | | | | | |
| 昭島市清掃センター | 昭島市 | 190 t/日 (95t/日×2炉) | 昭島市 | 19,899 | 2,363 | 54 | 11.9 | 0.3 | 280 | 53,200 | 45,220 | 6,171 | 5,246 |
| 浅川清流環境組合 可燃ごみ処理施設 | 浅川清流環境組合 | 228 t/日 (114t/日×2炉) | 小金井市 | 13,428 | 1,268 | 160 | 10.1 | 1.3 | 280 | 63,840 | 54,264 | 5,618 | 4,775 |
| | | | 日野市 | 25,045 | 2,552 | 323 | | | | | | | |
| | | | 国分寺市 | 15,084 | 1,569 | 198 | | | | | | | |
| 東村山市秋水園 | 東村山市 | 150 t/日 (75t/日×2炉) | 東村山市 | 21,997 | 2,354 | 31 | 10.7 | 0.1 | 280 | 42,000 | 35,700 | 4,452 | 3,784 |
| 小平・村山・大和衛生組合清掃工場 | 小平・村山・大和 衛生組合 | 236 t/日 (118t/日×2炉) | 小平市 | 30,090 | 3,568 | 147 | 11.8 | 0.5 | 280 | 66,080 | 56,168 | 7,467 | 6,347 |
| | | | 東大和市 | 13,428 | 1,579 | 65 | | | | | | | |
| | | | 武蔵村山市 | 12,168 | 1,451 | 60 | | | | | | | |
| 柳泉園クリーンポート | 柳泉園組合 | 315 t/日 (105t/日×3炉) | 清瀬市 | 11,452 | 1,443 | 60 | 12.6 | 0.5 | 280 | 88,200 | 74,970 | 10,672 | 9,071 |
| | | | 東久留米市 | 19,527 | 2,457 | 103 | | | | | | | |
| | | | 西東京市 | 28,203 | 3,551 | 149 | | | | | | | |
| 合計 | | | | 682,789 | 75,09 | 3,263 | | | | 1,034,600 | 879,410 | 107,975 | 91,779 |

※多摩ニュータウン環境組合における組織団体別の焼却処理量等は未把握のため、八王子市、町田市及び多摩ニュータウン環境組合をあわせて焼却残さ発生量割合を算出した。

第2節 処理方針

1 災害時における焼却残さ

ア エコセメント化施設の処理能力の範囲内の焼却残さが発生する場合【想定1】

エコセメント化施設と一時埋立における処理能力の範囲内の場合、第7次計画に定めたように、災害時も、焼却残さは循環組合が全量受け入れる方針とする。

なお、石灰石覆土による一時埋立により、災害後、エコセメント化施設の余力が生じた際には、石灰石ごと掘り起こして破碎し、全量エコセメントとして再資源化することで、最終的に二ツ塚処分場を「埋立ゼロ」の状態に戻すことになる。

焼却残さの処理の流れは、図表2-2のとおりである。

イ エコセメント化施設の処理能力を超える焼却残さが発生する場合【想定2】

被災後、各焼却施設がフル稼働する状況であれば、年単位でエコセメント化施設の処理能力を超えることとなる。また、年単位で処理能力を超過しない場合であっても、発災後の廃棄物処理の最盛期においては、日単位でエコセメント化施設最大処理能力（330 t/日）を超過する焼却残さが発生する可能性がある。その場合、エコセメント化施設への搬入量を調整するものとする。

なお、推計上、各搬入団体の焼却施設が負荷率85%で稼働した場合、焼却残さを全量、エコセメント化施設で受け入れることが可能である。

図表 3-2 エコセメント化施設の処理能力と焼却残さの推計量の比較

| | (A) | (B) | (A) - (B) |
|----------|-------------------|---------------------|--------------|
| | エコセメント化施設 処理能力 | 焼却残さ発生量 (有価物を除く) | 差分 |
| 負荷率 100% | 94,000 t/年 | 107,975 t/年 | - 13,975 t/年 |
| 負荷率 85% | | 91,779 t/年 | 2,221 t/年 |

2 災害時における不燃物

不燃物については、第7次計画で、「搬入ゼロの継続」を目標としており、災害時においても、二ツ塚処分場への搬入、埋立処分はしないことを原則とする。ただし、災害時の状況により、当該組織団体と循環組合で協議し、埋立処分を検討する。

なお、災害時に埋立処分する場合でも、公害防止協定等に規定する基準に満たすものを対象とするが、過去の災害で埋立処分した廃棄物は、建物解体により発生する土壁や泥や、再生利用できない瓦やコンクリートくずであることから、同様な性質の廃棄物が不燃物として発生することが想定される。

よって、埋立処分の検討と併せて、公害防止協定等に規定する基準への適合性について、判断が困難な場合においても当該組織団体と循環組合で協議する。

第4章 国庫補助と費用負担

第1節 国庫補助の活用について

災害時における廃棄物処理に要する費用及び災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設等の災害復旧事業に要する費用に対しては、環境省の災害関係対策事業として、現在、以下の2種類の補助制度が設けられている。

1 災害等廃棄物処理事業

災害等廃棄物処理事業では、災害等により発生した廃棄物の収集・運搬及び処分に係る費用について、補助対象とされている。ただし、「避難所ごみ」は、通常的生活ごみと同様に扱われ、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外である。補助率等について以下に示す。

| | |
|--------|--|
| 1 目的 | 暴風、洪水、高潮、台風等その他の異常な天然現象による被災及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村等が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、「災害等廃棄物処理事業費補助金」により被災市町村等を財政的に支援 |
| 2 事業主体 | 市町村等（一部事務組合、広域連合、特別区を含む） |
| 3 要件 | 事業費総額が政令指定都市：80万円以上、市町村：40万円以上 |
| 4 補助率 | 1/2 |
| 5 その他 | 「通常災害時」 制度上の国負担90%：市町村負担は10% 本補助金の補助裏分の80%について特別交付税措置がされる 「激甚災害時」 制度上の国負担95.7%：市町村負担は4.3% 上記に加え、市町村等の負担10%について災害対策債を充て、その元利償還金の57%について特別交付税措置 |

2 廃棄物処理施設災害復旧事業

廃棄物処理施設災害復旧事業の補助率等について以下に示す。

| | |
|--------|---|
| 1 目的 | 災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原型に復旧すること及び応急復旧する |
| 2 事業主体 | 都道府県、市町村等（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）、廃棄物処理センター、PFI選定事業者等 |
| 3 対象 | 一般廃棄物処理施設、浄化槽（市町村整備推進事業）、産業廃棄物処理施設、広域廃棄物埋立処分場、PCB廃棄物処理施設 |
| 4 補助率 | 1/2 |
| 5 その他 | 本補助金の補助裏分の全額について、一般単独災害復旧事業債を充て、その元利償還金の47.5%（財政力補正により85.5%まで）について普通交付税措置 |

第2節 災害時の廃棄物処理における費用負担について

循環組合では、災害時における廃棄物処理に要する費用及び災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設等の災害復旧事業に要する費用について、前節の制度を最大限活用することを基本とする。

ただし、今後新たな制度が創設されることも考えられるため、国や東京都の動きを注視し、柔軟に対応する。

1 組織団体被災時

災害時における廃棄物処理に要する費用について、循環組合は、組織団体被災時においては、災害廃棄物由来の焼却残さ発生量を含めた搬入実績で組織団体の負担金を算定する。

なお、石灰石覆土埋立した焼却残さを掘り起こす行為については、後年度に実施する可能性が高く、石灰石覆土埋立を含めて、災害等廃棄物処理事業として経費の全てが対象になるのか明確ではない面もあるため、詳細の確認を進める。

2 過去の広域支援

過去の大規模災害発生時において、災害廃棄物由来の焼却残さ処理の広域支援に協力してきた実績がある。当時の処理に係る費用負担の考え方や補助の適用状況等について、図表 4-1 に整理した。

図表 4-1 過去の大規模災害時における災害廃棄物由来の焼却残さ処理費用の考え方

| 項目 | 補助金の申請 | 費用負担主体 |
|--------------------|--------|--------|
| 平成 23 年東北地方太平洋沖地震 | — | 組織団体 |
| 令和元年東日本台風（台風 19 号） | | 循環組合 |
| 令和 6 年能登半島地震 | 被災自治体 | 被災自治体 |

第5章 組織体制・発災時における対応

第1節 連絡調整会議

発災時の廃棄物の処理に関する調整が必要な場合には、その重要性等を踏まえ、搬入団体及び循環組合で連絡調整会議を組織し、必要な事項の協議・決定を行う。

主な調整事項の例は以下のとおりである。

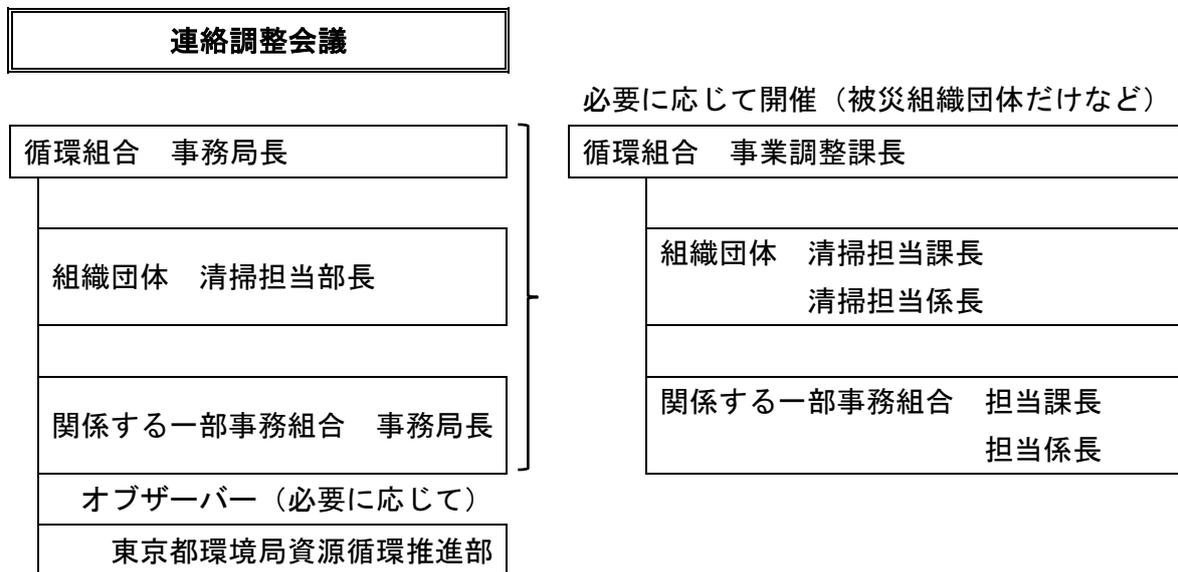
- ・エコセメント化施設の稼働状況を踏まえた焼却残さの受入れ（搬入日数の制限など）
- ・搬入経路の状況に応じた時間の延長（土日を含む調整）などの調整
- ・公害防止協定等に基づく搬入車両台数に関する地元との連絡調整
- ・不燃物の埋立実施の可否に関する判断

連絡調整会議を立ち上げる場合には、迅速な意思決定を行うため、循環組合事務局長を座長とし、搬入団体の清掃担当部長及び事務局長のほか、実務的な課題も対応するため、搬入団体の課長級・係長級等も参加する体制とする。

また、必要に応じてオブザーバーとして東京都に参加を要請するとともに、通信環境に問題がない限り、災害対応の迅速性と柔軟性を確保するため、WEB会議形式での開催を基本とする。

なお、被災組織団体において個別の調整が必要となった場合には、循環組合事業調整課長が座長となり、各搬入団体の課長級・係長級等の会議を別途開催することとする。

図表 5-1 連絡調整会議組織図



図表 5-2 循環組合の災害時における廃棄物処理に関する事務分掌

| 課・担当 | 事務分掌 | 課・担当 | 事務分掌 |
|-------|--|----------|---|
| 事務局長 | 災害時における廃棄物の処理対応の連絡調整の総括 | 総務課 | ・管理者・副管理者等との連絡調整 ・災害時の予算と執行に関すること |
| 事業調整課 | ・日の出町など周辺自治体との連絡調整 ・周辺自治会との連絡調整 ・組織団体（搬入団体）との連絡調整（処理方針等） ・補助金に関すること | エコセメント担当 | ・エコセメント化施設の運営管理に関すること ・基幹改良工事に関すること ・埋立関連施設に関すること ・東京たまエコセメント（株）との連絡調整 |
| 業務課 | ・二ツ塚処分場の施設の維持管理 ・埋立事業の運営に関すること ・谷戸沢処分場の施設の維持管理 ・組織団体（搬入団体）との連絡調整（廃棄物等） ・その他、委託業者との連絡調整 | 環境課 | ・環境調査・検査に関すること ・環境に関する地元などとの連絡調整 |
| | | 適正化・広報担当 | ・中間処理施設との連絡調整 ・災害時の広報に関すること |

第2節 発災時の対応手順

対象地域が被災した際に、組織団体（搬入団体）が円滑に廃棄物処理を進められるよう、対応手順を別紙【参考資料】タイムラインに定める。

この手順では、以下の点を明確に示す。

- ・組織団体（搬入団体）がどの段階で循環組合と情報共有するのか
- ・循環組合では収集した情報に基づき、どの段階で地元の説明を行うか
- ・被災後から実施すべき行為を時系列に整理し、全体像を可視化

また、使用する報告書類を事前に様式化し、手順に従って次の行動に移行できるよう運用のシステム化を図る。

本対応手順については、全組織団体（搬入団体）で共有しつつ、必要に応じて見直しを図る。

なお、災害時において収集が必要な情報とその入手時期は、図表 5-3 のとおりであり、実効性を保つために必要に応じて見直すものとする。

図表 5-3 収集が必要な主な情報と収集時期
搬入団体（主に循環組合への報告・調整が必要な内容）

| 時期 | 情報及び取扱い | 実施主体 |
|---------------|---|----------------|
| 初動期 | 中間処理施設の被災状況の確認・報告 (復旧見通しと広域支援要請の判断を含む。) | 組織団体 (搬入団体) |
| 応急対応期 (前半) | 搬入ルート状況の確認・報告(搬入時間を含む。) | |
| | 廃棄物発生量の確認・報告 (循環組合への廃棄物搬出量・車両台数の見込を含む。) ※搬入車両の被災状況と稼働台数の確認を踏まえた内容 | |
| 応急対応期 (後半) | 廃棄物の発生見込量と処理見通しの把握 ※適宜 | |
| | 焼却施設の稼働状況の変更の把握 ※適宜 | |
| 復旧・復興期 | 処理方法に応じた対応 ※途中変更もあり | |
| 収束期 | 災害廃棄物の受入終了 | |

循環組合

| 時期 | 情報及び取扱い | 主な実施主体 | |
|---------------|---|--------|---------------------------|
| 初動期 | エコセメント化施設の被災状況の確認及び対応 | 循環組合 | エコセメント担当 (施設運営受託者も含む。) |
| | 二ツ塚処分場の被災状況の確認及び対応 | 循環組合 | 業務課 |
| | 中間処理施設の被災状況の把握 | 循環組合 | 適正化・広報担当 |
| 応急対応期 (前半) | エコセメント化施設のフル稼働に向けた準備 | 循環組合 | エコセメント担当 (施設運営受託者も含む。) |
| | 連絡調整会議の設置検討 | 循環組合 | 事業調整課 |
| | 全搬入団体のルート・所要時間等の把握と調整 | 循環組合 | 事業調整課 |
| | 地元との協定に基づく協議・報告の開始 ・焼却残さ搬入時間の変更協議・決定 ・エコセメント関係車両搬出入時間変更の協議・決定 | 循環組合 | 事業調整課 |
| | エコセメント化施設への搬入時間等の延長通知 | 循環組合 | エコセメント担当 事業調整課 |
| | 廃棄物搬入量・車両台数の見込の把握と調整 | 循環組合 | 業務課 事業調整課 |
| | 地元への災害時における焼却残さ等搬入開始の報告 | 循環組合 | 事業調整課 |
| 応急対応期 (後半) | 全団体の焼却残さ等の搬入見込等の把握と調整 ※適宜 | 循環組合 | 事業調整課 エコセメント担当 業務課 |
| 復旧・復興期 | 当面の廃棄物処理方法の決定 ※途中変更もあり | 循環組合 | 事業調整課 エコセメント担当 業務課 |
| | 地元との協定に基づく変更の協議・報告 ※適宜 ・焼却残さ搬入時間変更の協議・決定 ・エコセメント関係車両搬出入時間変更の協議・決定 | 循環組合 | 事業調整課 エコセメント担当 業務課 |
| 収束期 | 災害廃棄物の受入終了状況の把握 ⇒災害廃棄物由来の焼却残さ等の搬入終了の確認と報告 | 循環組合 | 事業調整課 エコセメント担当 業務課 |

※必要事項は地元を含め適宜調整・協議を行う。

第3節 関係主体との協力・連携

災害時における廃棄物処理を円滑に進めるため、東京都、組織団体（搬入団体）との連携体制を構築する。

組織団体は、災害廃棄物処理のための人員や資機材が不足する等、単独または搬入団体との連携だけでは対応が困難な場合には、「震災時等の相互応援に関する協定」に基づき、対象地域全体での災害廃棄物処理の広域支援を検討する。

さらに、対象地域全体で対応が困難な場合は、東京都に支援を要請する。

第4節 各組織への連絡

災害時における連絡体制を平時から構築・共有しておくことが重要である。

緊急時の連絡方法や連絡先は、各団体で異なるため、最新情報を定期的に確認・更新し、災害時に即応可能な体制を確保する。

図表 5-4 各団体の連絡先一覧（代表）

| No. | 団体名 | 部名 | 課名 | 電話番号 | メールアドレス |
|-----|-------|---------|----------|--------------|---------|
| 1 | 八王子市 | 環境部 | 資源循環課 | 042-620-7461 | |
| 2 | 立川市 | 環境資源循環部 | クリーンセンター | 042-541-5115 | |
| 3 | 武蔵野市 | 環境部 | ごみ総合対策課 | 0422-60-1802 | |
| 4 | 三鷹市 | 生活環境部 | ごみ対策課 | 0422-45-1151 | |
| 5 | 青梅市 | 環境部 | 清掃リサイクル課 | 0428-22-1111 | |
| 6 | 府中市 | 生活環境部 | 資源循環推進課 | 042-335-4400 | |
| 7 | 昭島市 | 環境部 | ごみ対策課 | 042-546-5300 | |
| 8 | 調布市 | 環境部 | 資源循環推進課 | 042-306-8200 | |
| 9 | 町田市 | 環境資源部 | 環境政策課 | 042-724-4379 | |
| 10 | 小金井市 | 環境部 | ごみ対策課 | 042-383-0250 | |
| 11 | 小平市 | 環境部 | 資源循環課 | 042-346-9535 | |
| 12 | 日野市 | 環境共生部 | ごみゼロ推進課 | 042-581-0444 | |
| 13 | 東村山市 | 環境資源循環部 | 廃棄物総務課 | 042-393-5111 | |
| 14 | 国分寺市 | 建設環境部 | 環境対策課 | 042-321-5300 | |
| 15 | 国立市 | 生活環境部 | ごみ減量課 | 042-576-2111 | |
| 16 | 福生市 | 生活環境部 | ごみ減量対策課 | 042-551-1731 | |
| 17 | 狛江市 | 環境部 | 清掃課 | 03-3488-5300 | |
| 18 | 東大和市 | 市民生活部 | 環境対策課 | 042-563-2111 | |
| 19 | 清瀬市 | 市民環境部 | 環境課 | 042-493-3750 | |
| 20 | 東久留米市 | 環境安全部 | ごみ対策課 | 042-473-2117 | |
| 21 | 武蔵村山市 | 環境部 | ごみ対策課 | 042-565-1111 | |
| 22 | 多摩市 | 環境部 | 資源循環推進課 | 042-338-6836 | |
| 23 | 稲城市 | 都市環境整備部 | 生活環境課 | 042-378-2111 | |
| 24 | 羽村市 | 産業環境部 | 生活環境課 | 042-555-1111 | |
| 25 | 西東京市 | みどり環境部 | 資源循環推進課 | 042-438-4043 | |
| 26 | 瑞穂町 | 住民部 | 環境課 | 042-557-7706 | |

| No. | 団体名 | 課名 | 電話番号 | メールアドレス |
|--------------|--------------|---------------------|--------------|---------|
| 1 | ふじみ衛生組合 | 施設課 | 042-482-5497 | |
| 2 | 柳泉園組合 | 総務課 | 042-470-1546 | |
| 3 | 西多摩衛生組合 | 計画管理課 | 042-554-2409 | |
| 4 | 多摩川衛生組合 | 施設課 | 042-377-3601 | |
| 5 | 小平・村山・大和衛生組合 | 建設課 | 042-341-4345 | |
| 6 | 多摩ニュータウン環境組合 | 施設課 | 042-374-6331 | |
| 7 | 浅川清流環境組合 | 事業課 | 042-506-2923 | |
| 東京都環境局 | | | | |
| | | 多摩環境事務所 廃棄物対策課 | 042-528-2693 | |
| | | 資源循環推進部 一般廃棄物対策課 | 03-5388-3582 | |
| 東京たま広域資源循環組合 | | | | |
| | | 総務課 | 042-597-6151 | |
| | | 適正化・広報担当 | 042-597-6152 | |
| | | 事業調整課 | 042-597-6153 | |
| | | 環境課 | 042-597-5581 | |
| | | 業務課 | 042-597-7881 | |
| | | エコセメント担当 | 042-597-7531 | |

令和7年10月1日現在

第6章 災害廃棄物の仮置場【参考】

第7次計画の計画期間と同期間であるエコセメント化施設基幹改良工事中において、二ツ塚処分場の埋立エリアは埋立関連施設と石灰石覆土埋立と掘り起こし作業スペース、埋立終了エリアは基幹改良工事の現場事務所、資機材置場として使用等を予定していることから、仮置場としての利用はしない方針とする（第6章第3節）。

よって、現状の災害廃棄物の仮置場設置の検討結果を提示し、第8次計画以降の参考とする。

第1節 被害想定に基づく災害廃棄物の発生量

多摩地域に甚大な被害をもたらすと想定される災害として「多摩東部直下地震（M7.3）」及び「立川断層帯地震（M7.4）」、などの被害想定（出典：「首都直下地震等による東京の被害想定」（東京都防災会議 令和4年））が組織団体別に公表されている。

組織団体が策定している災害廃棄物処理計画等に掲載している災害廃棄物の発生想定では、当該団体における被害が大きいものを採用しているが、地域により最も大きな想定地震が異なる。

このため、「首都直下地震等による東京の被害想定」で、組織団体全体で最も被害が大きいことが想定されている「立川断層帯地震 冬 夕方 風速8m/s」を最大規模の被害想定に基づき災害廃棄物を算出する。

図表 6-1 被害想定に基づく建物被害棟数

| 組織団体 | 建物被害棟数（棟） | | | | | |
|-------|-----------|-------|--------|-------|--------|-----|
| | 全壊棟数 | | 半壊棟数 | | 焼失棟数 | |
| | 木造 | 非木造 | 木造 | 非木造 | 木造 | 非木造 |
| 八王子市 | 1,530 | 276 | 8,032 | 1,014 | 2,750 | 0 |
| 立川市 | 1,914 | 558 | 2,395 | 1,181 | 4,348 | 0 |
| 武蔵野市 | 37 | 13 | 456 | 85 | 285 | 0 |
| 三鷹市 | 46 | 12 | 562 | 79 | 345 | 0 |
| 青梅市 | 1,109 | 188 | 2,847 | 486 | 769 | 0 |
| 府中市 | 536 | 150 | 2,299 | 547 | 1,357 | 0 |
| 昭島市 | 1,363 | 306 | 1,651 | 648 | 3,021 | 0 |
| 調布市 | 11 | 3 | 179 | 36 | 178 | 0 |
| 町田市 | 88 | 12 | 974 | 114 | 333 | 0 |
| 小金井市 | 146 | 27 | 1,061 | 129 | 760 | 0 |
| 小平市 | 823 | 114 | 2,476 | 355 | 1,315 | 0 |
| 日野市 | 934 | 365 | 2,429 | 863 | 1,229 | 0 |
| 東村山市 | 255 | 37 | 1,457 | 151 | 315 | 0 |
| 国分寺市 | 723 | 147 | 1,675 | 410 | 2,702 | 0 |
| 国立市 | 367 | 110 | 762 | 301 | 2,897 | 0 |
| 福生市 | 422 | 96 | 800 | 236 | 995 | 0 |
| 狛江市 | 0 | 0 | 1 | 6 | 51 | 0 |
| 東大和市 | 318 | 59 | 1,076 | 179 | 1,453 | 0 |
| 清瀬市 | 11 | 3 | 175 | 21 | 41 | 0 |
| 東久留米市 | 58 | 14 | 604 | 78 | 193 | 0 |
| 武蔵村山市 | 766 | 184 | 1,271 | 394 | 2,709 | 0 |
| 多摩市 | 140 | 35 | 1,123 | 157 | 57 | 0 |
| 稲城市 | 37 | 4 | 389 | 31 | 33 | 0 |
| 羽村市 | 506 | 133 | 919 | 320 | 2,579 | 0 |
| 西東京市 | 14 | 4 | 238 | 39 | 375 | 0 |
| 瑞穂町 | 360 | 107 | 737 | 266 | 765 | 0 |
| 合計 | 12,513 | 2,955 | 36,587 | 8,125 | 31,855 | 0 |

※端数処理の関係で、計算過程において数値のずれが生じている可能性がある。

災害廃棄物発生量の推計精度向上を目的として、令和5年4月に環境省の「災害廃棄物対策指針（技術資料【技 14-2】災害廃棄物の発生量の推計方法）」が改訂されたことに伴い、新しい推計式を用いて災害廃棄物発生量を算出した。

新しい推計式を用いることで地震、水害等の災害の種類別に災害廃棄物全体量と片付けごみ量を分けて推計することが可能である。

組織団体が策定している災害廃棄物処理計画では旧推計式を用いて災害廃棄物発生量を推計しているが、本処理方針ではより精度の高い新しい推計式を用いることで、組織団体全体で発生する災害廃棄物の見込み量を把握することを目的とする。

【災害廃棄物発生量の算定方法】

災害廃棄物全体量＝解体ごみ＋片付けごみ・公物等

解体ごみ＝（木造全壊棟数×木造床面積×原単位（木造）
 ＋非木造全壊棟数×非木造床面積×原単位（非木造））×全壊解体率
 ＋（木造半壊棟数×木造床面積×原単位（木造）
 ＋非木造半壊棟数×非木造床面積×原単位（非木造））×半壊解体率

片付けごみ・公物等＝（木造全壊棟数＋非木造全壊棟数）
 ×原単位（片付けごみ・公物等）

※新しい推計式では被害棟数を災害規模の基準として、推計式の適用範囲を定めているため、被害棟数が一定数を下回る場合は定められた推計量を用いることになるが、本処理方針では被害棟数が一定数を下回る場合でも上記算定方法で算出した。

図表 6-2 災害廃棄物全体量の推計に用いる各係数

| 項目 | 採用値 | 根拠 |
|------------------------------|-------------------------|----------------------|
| 被害棟数 | - | 首都直下地震等による東京の被害想定 |
| 木造/非木造床面積 | - | 固定資産の価格等の概要調書（令和4年度） |
| 解体棟数の木造、非木造の割合 | - | 都道府県ごとの設定値 |
| 原単位（木造）※ ¹ | 0.5 (t/m ²) | 災害廃棄物対策指針技術資料【14-2】 |
| 原単位（非木造）※ ¹ | 1.2 (t/m ²) | 災害廃棄物対策指針技術資料【14-2】 |
| 全壊解体率※ ² | 0.75 | 災害廃棄物対策指針技術資料【14-2】 |
| 半壊解体率※ ² | 0.25 | 災害廃棄物対策指針技術資料【14-2】 |
| 原単位（片付けごみ・公物等）※ ² | 53.5 (t/棟) | 災害廃棄物対策指針技術資料【14-2】 |

※1：焼失する建物から発生する災害廃棄物を算出する際は、発生原単位に火災焼失に伴う建物の減量率（木造の場合は34%、非木造の場合は16%）を掛け合わせるにより算定する。

※2：災害の種類別に係数が異なる。本処理方針では地震の場合の数値を記載する。

図表6-1及び図表6-2で示した建物被害、新しい推計式の係数に基づき、災害廃棄物発生量を算出したところ次のとおりとなった。

図表 6-3 被害想定に基づく組織団体から発生する災害廃棄物の推計量

| 組織団体 | 建物解体に伴い 発生する量 (t) | 建物解体以外に 発生する量 (t) | 火災焼失に伴い 発生する量 (t) | 災害廃棄物量 (t) |
|-------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|-----------------|
| 八王子市 | 411,413 | 96,657 | 71,414 | 579,484 |
| 立川市 | 567,803 | 132,218 | 103,022 | 803,043 |
| 武蔵野市 | 31,215 | 2,718 | 8,390 | 42,323 |
| 三鷹市 | 25,081 | 3,073 | 9,153 | 37,307 |
| 青梅市 | 203,707 | 69,407 | 18,757 | 291,871 |
| 府中市 | 199,476 | 36,701 | 34,523 | 270,700 |
| 昭島市 | 344,307 | 89,290 | 74,095 | 507,692 |
| 調布市 | 11,360 | 744 | 4,631 | 16,735 |
| 町田市 | 33,551 | 5,319 | 9,107 | 47,977 |
| 小金井市 | 46,308 | 9,247 | 19,952 | 75,507 |
| 小平市 | 151,785 | 50,145 | 32,069 | 233,999 |
| 日野市 | 319,840 | 69,484 | 32,151 | 421,475 |
| 東村山市 | 65,414 | 15,599 | 7,678 | 88,691 |
| 国分寺市 | 148,271 | 46,508 | 68,950 | 263,729 |
| 国立市 | 115,671 | 25,477 | 79,078 | 220,226 |
| 福生市 | 91,407 | 27,684 | 24,669 | 143,760 |
| 狛江市 | 770 | 7 | 1,336 | 2,113 |
| 東大和市 | 78,692 | 20,181 | 36,724 | 135,597 |
| 清瀬市 | 6,443 | 748 | 1,059 | 8,250 |
| 東久留米市 | 24,922 | 3,808 | 4,595 | 33,325 |
| 武蔵村山市 | 144,640 | 50,795 | 65,853 | 261,288 |
| 多摩市 | 88,739 | 9,334 | 1,575 | 99,648 |
| 稲城市 | 13,841 | 2,234 | 855 | 16,930 |
| 羽村市 | 139,786 | 34,173 | 63,694 | 237,653 |
| 西東京市 | 12,231 | 987 | 9,312 | 22,530 |
| 瑞穂町 | 96,656 | 24,990 | 18,294 | 139,940 |
| 合計 | 3,373,329 | 827,528 | 800,936 | 5,001,793 |

※端数処理の関係で、計算過程において数値のずれが生じている可能性がある。

図表 6-4 被害想定に基づく組織団体から発生する災害廃棄物の推計量（種類別）

| 組織団体 | 柱角材 (t) | 可燃物 (t) | 不燃物 (t) | コンクリート がら (t) | 金属くず (t) | その他 (t) |
|-------|--------------|--------------|--------------|-----------------------|---------------|--------------|
| 八王子市 | 31,442 | 6,858 | 43,044 | 351,573 | 11,959 | 37,949 |
| 立川市 | 19,893 | 10,795 | 25,311 | 542,699 | 19,311 | 52,817 |
| 武蔵野市 | 1,713 | 573 | 2,195 | 30,006 | 1,112 | 4,006 |
| 三鷹市 | 1,898 | 444 | 2,438 | 24,322 | 940 | 4,193 |
| 青梅市 | 14,123 | 3,389 | 19,777 | 167,611 | 5,359 | 12,206 |
| 府中市 | 9,827 | 3,626 | 13,047 | 183,045 | 6,396 | 18,059 |
| 昭島市 | 14,501 | 6,472 | 18,484 | 330,285 | 11,945 | 36,716 |
| 調布市 | 608 | 218 | 724 | 11,892 | 475 | 2,075 |
| 町田市 | 3,284 | 537 | 4,442 | 28,936 | 1,038 | 4,421 |
| 小金井市 | 4,038 | 807 | 5,170 | 45,469 | 1,810 | 8,966 |
| 小平市 | 11,703 | 2,555 | 15,839 | 132,859 | 4,650 | 16,248 |
| 日野市 | 13,179 | 5,834 | 17,969 | 285,754 | 9,531 | 19,723 |
| 東村山市 | 5,099 | 1,066 | 7,110 | 53,488 | 1,730 | 4,599 |
| 国分寺市 | 10,501 | 2,746 | 12,877 | 154,254 | 6,285 | 30,558 |
| 国立市 | 6,439 | 2,373 | 6,673 | 139,417 | 6,199 | 33,648 |
| 福生市 | 5,222 | 1,668 | 6,723 | 87,445 | 3,236 | 11,782 |
| 狛江市 | 34 | 21 | 5 | 1,429 | 78 | 541 |
| 東大和市 | 5,511 | 1,462 | 6,740 | 82,090 | 3,348 | 16,266 |
| 清瀬市 | 515 | 106 | 708 | 5,418 | 182 | 572 |
| 東久留米市 | 1,786 | 423 | 2,427 | 21,733 | 749 | 2,398 |
| 武蔵村山市 | 9,399 | 2,718 | 11,388 | 151,614 | 6,163 | 29,211 |
| 多摩市 | 3,912 | 1,566 | 5,599 | 74,332 | 2,296 | 2,609 |
| 稲城市 | 1,199 | 215 | 1,704 | 10,580 | 319 | 678 |
| 羽村市 | 6,935 | 2,747 | 7,901 | 151,569 | 6,197 | 28,131 |
| 西東京市 | 850 | 247 | 919 | 14,910 | 678 | 3,940 |
| 瑞穂町 | 4,368 | 1,787 | 5,702 | 90,539 | 3,211 | 9,342 |
| 合計 | 187,978 | 61,251 | 244,915 | 3,173,270 | 115,199 | 391,654 |

※1：平成28年熊本地震モデル解体における災害廃棄物の組成結果から設定しているため、「建解体以外に発生する量」は含んでいない。

※2：端数処理の関係で、計算過程において数値のずれが生じている可能性がある。

新しい推計式より、可燃物は約6万tの発生が見込まれている。柱角材もリサイクル先に搬出することを基本としつつも、一部は焼却する必要が生じると考えられる。また、その他に含まれる混合物の一部も焼却する必要が生じる可能性もあるが、焼却量の想定は困難である。

第2節 組織団体の仮置場

1 被害想定に基づき必要となる仮置場の面積

算出した災害廃棄物の発生量をもとに必要となる組織団体の仮置場の面積を推計した。

仮置場の必要面積は、環境省の「災害廃棄物対策指針（技術資料【技 18-2】仮置場の必要面積の算定方法）」で定められている「方法2：処理期間を通して一定の割合で災害廃棄物の処理が続くことを前提とした算定方法」を用いた。

「仮置場では災害廃棄物の搬入と搬出が並行して行われる」ことを前提とした上で、想定する処理スケジュールに基づき、災害廃棄物の仮置場への搬入量及び仮置場からの搬出量から仮置量（搬入量と搬出量の差分）を推計し、その仮置量から必要面積を算定した。

仮置場では、一時的かつ大量に災害廃棄物が発生するものの、一定期間を通して災害廃棄物の搬入と搬出が並行して行われることから、搬入量と搬出量の差に相当する量を保管できる面積として求める考え方で、より実態に近いものといえる。

【災害廃棄物の搬入・搬出スケジュールの算定量試算の考え方】

搬入スケジュール

- 発生量を搬入期間（2年間）で均一に除する方法で、解体ごみ以外が発災から4か月後まで、3か月後から24か月で解体ごみが搬入されると想定する。

搬出スケジュール

- 発生量を搬出期間（2.5年間）で均一に除する方法で、解体ごみ以外が発災から6か月後まで、4か月後から30か月で解体ごみが搬出、残り6か月で仮置場の現状回復を行うと想定する。

【仮置場の必要面積の算定方法】

面 積 = 仮置量 ÷ 見かけ比重 ÷ 積み上げ高さ × (1 + 作業スペース割合)

仮 置 量 = 災害廃棄物の搬入量 (t) - 搬出量 (t)

搬入量：搬入スケジュールに基づき設定

搬出量：搬出スケジュールに基づき設定

見かけ比重：可燃物 0.4 (t/m³)、不燃物 1.1 (t/m³)

積み上げ高さ：5m以下が望ましい

作業スペース割合：100 %

※火災発生のリスクが少ない種類については、積み上げ高さを個別に設定してもよいが、作業上の安全面に考慮して設定することが必要であることから、本処理方針では5mに設定して算出した。

※仮置場の必要面積は、廃棄物の容量と積み上げ高さから算定される面積に車両の走行スペース、分別等の作業スペースを加算する必要がある。阪神・淡路大震災の実績より、仮置場の必要面積は廃棄物の容量から算定される面積に、同等の作業スペースを加えることで推計した。

仮置場の面積は、

開設から24か月目で最大の面積が必要となり、その面積は約373,000 m²と推計された。

採用した推計方法は処理スケジュールに基づき設定した災害廃棄物の搬入量と搬出量で実施できた場合の推計面積であることから、搬出入で活用する車両が確保できない場合や処理施設が被災し、処理能力が低下した場合等は推計した面積以上に仮置場が必要になる。

① 必要な仮置場の面積

372,559 m²

2 仮置場の現状と課題

各組織団体において、必要となる仮置場の面積のうち実際に確保できる見込みを次の3通りに区分して集計をした結果は次のとおりとなった。

- A 仮置場として確実に利用できる見込みの面積で、私有地であっても災害時には仮置場に使用できる内諾ができていないもの。
- B 公有地・私有地を問わず仮置場として利用する見込みであり、周辺住民も災害時の仮置場になることは承知しているものの周辺住民への説明と一定の理解を得る必要があるもの。
- C その他、仮置場として検討している用地であるが、所有者に事前調整などはしておらず、災害発生時の災害廃棄物の量に応じて対応することを想定しているもの。

※「仮置場の確保について検討にまで至っておらず、全て0㎡」と6団体が回答している。

図表 6-5 仮置き場利用可能面積について

| A 確実に利用できる面積 | B 利用できる見込みの面積 | C 未調整の面積 |
|------------------------|------------------------|--------------------------|
| 149,976 m ² | 396,192 m ² | 1,398,614 m ² |

| |
|------------------------|
| ①-A 確保できていない仮置場の面積 |
| 222,583 m ² |

出典：「循環組合に搬入する災害廃棄物の取扱い方針（仮称）に関する追加調査」（令和4年度）

【仮置場の集計から見えた課題】

- 災害廃棄物の仮置場の想定上必要な面積① 約37万㎡のうち、「A 確実に利用可能な面積」約15万㎡の40%程度しか確保できていない。「B 利用できる見込みの面積」は活用に課題があることから、本処理方針では仮置場の利用見込み面積として含まない。
- 公有地以外の箇所について、仮置場として利用が可能な民有地があるのか、あったとしても交渉が困難なことは十分に想定される。また、災害リスクを考慮しているのか不明確であることから、仮置場として確保していた施設が使用できないことも想定される。
- 採用した推計式は、処理スケジュールに基づき設定した災害廃棄物の搬入量と搬出量を継続して実施できた場合の必要面積であることから、各組織団体が搬出入で活用する車両を確保できるかが不透明である。

第3節 ニツ塚処分場の利用検討

1 災害廃棄物をニツ塚処分場で仮置きする場合の条件整理

環境省の「災害廃棄物対策指針」では、最終処分場に災害廃棄物の一時的な仮置場として利用できることとされていることから、ニツ塚処分場を利用できるか検討をした。

(仮置場候補地の状況)

- 埋立中の第2期不燃物埋立エリアの面積は26,000 m²
- 第1期埋立完了エリアと第2期焼却残さエリア（埋立完了）の面積は17,300 m²
- エコセメント化施設基幹改良工事期間（第7次計画期間：令和8～12年度）は以下の状況が生じる。
 - ・埋立エリアは、埋立関連施設と石灰石覆土埋立、掘起こし作業スペースの確保
 - ・埋立終了エリアは、基幹改良工事の現場事務所、資機材置場として使用
- 日の出町の災害廃棄物の仮置場として使用する可能性

(想定される条件)

- ◎仮置場としてニツ塚処分場に持ち込む際は、あらかじめ特定の性状（コンクリートガラや木くず等）のものに限り分別した状況で自団体の責任で搬入する。
- ◎搬出の際は、重量を計れないため、おおよその重量を搬出してもらうことを条件に、または循環組合が委託処理した経費を負担する。

(組織団体が必要な仮置き面積との比較)

現在、ニツ塚処分場で災害廃棄物を仮置きできると考えられる、埋立中の第2期不燃物埋立エリアの面積（26,000 m²）と第1期埋立完了エリアと第2期焼却残さエリア（埋立完了）の面積（17,300 m²）を合わせても、組織団体が確保できていない仮置場の面積222,583 m²には大きく不足する。

2 ニツ塚処分場の仮置場としての利用希望調査結果

各組織団体において、ニツ塚処分場を仮置場として利用したいか否かを次の5通りに区分して集計した結果は次のとおりとなった。

程度の差はあるが、仮置場が十分に確保できていないため、ニツ塚処分場内に仮置きできれば利用したい組織団体は多い。

図表 6-6 仮置場としての利用希望調査結果

| ニツ塚処分場の仮置場としての利用希望 | | | | |
|---------------------|-------------------------|-----------------------|---------------------------------|----------|
| 自区内におけないため 利用したい | 置けないことも考えら れるため利用したい | 万が一超えた場合に備 えて利用したい | 自区内で置けると想定 しているが確保してお きたい | 特に必要ではない |
| 5 | 11 | 4 | 3 | 2 |

未回答 1 団体

| ニツ塚処分場の最も相応しい利用 | | |
|-----------------|-------|-----|
| 埋立 | 石灰石埋立 | 仮置場 |
| 1 | 19 | 4 |

未回答 2 団体

出典：「循環組合に搬入する災害廃棄物の取扱い方針（仮称）に関する追加調査」（令和4年度）

3 ニツ塚処分場の活用方針

①公害防止協定等に、ニツ塚処分場を災害廃棄物の仮置き場として使用することが規定されておらず、現在日の出町と協議中であること、②エコセメント化施設基幹改良工事中において、埋立エリアは埋立関連施設と石灰石覆土埋立、掘起こし作業スペース、埋立終了エリアは基幹改良工事の現場事務所、資機材置場として使用等を予定していることから、仮置場としての利用はしない方針とする。

ただし、各組織団体で仮置場が不足することが想定されることから、エコセメント化施設基幹改良工事以降にニツ塚処分場を仮置場として活用することを改めて協議し、処理方針の見直しを行うこととする。

仮置場として活用した場合、ニツ塚処分場への搬入するための運搬費に加え、保管していた災害廃棄物を処理・処分するために処理先等への運搬費も発生することから、近隣の地域に限定する等の受入条件の検討が必要である。

（今後検討が必要な項目例）

- 管理・運営体制（組織団体への仮置き場の提供スキーム）
- 仮置場で受け入れる組織団体の対象（運搬費の考慮）
- 仮置場の運用方針（一次仮置場としての活用か、広域処理する廃棄物のサテライト運用か）
- 環境保全措置
- 日の出町等との諸調整

タイムライン・様式集

タイムライン（発災時の対応手順）

| 時期（目安） | 組織団体・搬入団体 | 循環組合 | 日の出町・地元自治会 | 青梅市・あきる野市 |
|---|--|---|----------------------------|---|
| 初動期 発災後数日間 【人命救助が優先される時期】 (体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う) 翌日までを目安 | 大規模な災害が発生し、組織団体間で連携して災害廃棄物を処理する必要がある状況になった場合 (地震の場合、エコセメント化施設が自動停止する震度5強以上を目安に確認をする。) | エコセメント化施設・ニツ塚処分場の被災状況の確認・対応 ・施設の被災状況の確認 ・復旧見通しの判断（被災した場合） 組織団体等の中間処理施設の被災状況の把握 ・各施設の被災状況の把握 ・各地域の被災状況の把握 循環組合施設及び組織団体等の中間処理施設の被災状況の情報共有 | 随時報告 | 日の出町に準ずる |
| 応急対応期（前半） ～3週間程度 【避難所生活が本格化する時期】 (主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間) (組織団体が東京都に報告した災害廃棄物の推計結果を活用) | 必要に応じて、連絡調整会議を立ち上げ 搬入ルート状況の確認・報告 様式2-1 「搬入ルート状況報告書」の提出 様式2-2 (道路事情が変化するため、毎月初日報告) 様式2-3 (緊急に報告が必要になった場合) 廃棄物発生量の確認・報告（焼却残さ搬出量・車両台数の見込を含む） 様式3 「災害廃棄物受入開始報告書」の提出 処理方法に応じた対応（焼却残さ） | エコセメント化施設のフル稼働に向けた準備 連絡調整会議の設置検討 ・エコセメント化施設が被災した場合 ・搬入量の調整が必要な場合 等 全団体の搬入ルート・所要時間等の把握と調整 様式A-1 「搬入ルート変更報告書」の提出 (搬入ルートを迂回せざるを得ない場合) 様式A-2 「搬入ルート復旧報告書」の提出 (搬入ルートが復旧した場合) 全団体の搬入ルート・所要時間等の情報共有 地元との協定に基づく報告・協議の開始 焼却残さ搬入時間変更の協議・決定 様式C-1 「搬入時間等協議書」の提出 ・特例協定に基づく地元との協議 エコセメント関係車両搬入時間変更の協議・決定 様式D-1 「エコセメント関係車両搬入時間等協議書」の提出 ・エコセメント関係車両搬入時間等の協議 エコセメント化施設への搬入時間等の延長通知 様式4 「搬入時間等の延長」の通知 ・搬入条件に合わせた対応の準備 廃棄物搬入量・廃棄物及びエコセメント関係車両台数の見込の把握と調整 ・全搬入団体の「災害廃棄物受入開始報告書」の確認 ・エコセメント関連運搬車両台数の見込み等の把握 ・場合により、特例協定の搬入計画量等超過の見込み量など報告 様式B 「搬入計画量等超過見込報告書」の提出 当面の処理方法の決定（焼却残さ） 様式6-1 「処理方法及び搬入時間等の決定（当面）」の通知 | 報告 協議 協議 報告 協議 | 日の出町に準ずる 搬入ルートの変更、搬入・搬出時間の延長、搬入計画量や車両台数が超過しそうな場合は見込み量を協議 |
| 応急対応期（後半） ～3か月程度 【人や物の流れが回復する時期】 (災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間) | 廃棄物の発生見込量の推計と処理見通しの想定 ・災害廃棄物等の処理量の増大に必要な材料調達や人的配置等 様式5-1 「災害廃棄物等焼却処理計画書」の提出 ・可燃物処理量の増大による搬入車両の増加 ・搬入時間等の検討 ・被災などで処理能力まで処理できない場合 | 全団体の焼却残さ等の搬入見込等の把握と調整 ・エコセメント製造に必要な材料調達や人的配置等 (状況変化に応じた処理方法の変更) (各団体の発生・処理状況の把握と調整) (地元との協定に基づく変更の報告・協議) (焼却残さ搬入時間変更の協議・決定) 様式C-2 「搬入時間等変更協議書」の提出 ・特例協定に基づく地元との協議 ・結果の報告 (エコセメント関係車両搬入時間変更の協議・決定) 様式D-2 「エコセメント関係車両搬入時間等変更協議書」の提出 ・エコセメント関係車両搬入時間等の協議 (処理方法の変更の決定) 様式6-2 「処理方法及び搬入時間等の決定（変更）」の通知 | 協議 協議 | さらに搬入ルートの変更、搬入・搬出時間の変更、搬入量や車両台数が変更する場合は随時協議の延長、 |
| 復旧・復興期 ～3年程度 【避難所生活が終了する時期】 (一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間) | 焼却施設の稼働方法の変更 ※適宜 廃棄物の発生見込量の推計と処理見通しの想定の変更 ※適宜 様式5-2 「災害廃棄物等焼却処理変更計画書」の提出 (変更された処理方法に応じた対応（焼却残さ）) | (各団体の発生・処理状況の把握と調整) (地元との協定に基づく変更の報告・協議) (焼却残さ搬入時間変更の協議・決定) 様式C-2 「搬入時間等変更協議書」の提出 ・特例協定に基づく地元との協議 ・結果の報告 (エコセメント関係車両搬入時間変更の協議・決定) 様式D-2 「エコセメント関係車両搬入時間等変更協議書」の提出 ・エコセメント関係車両搬入時間等の協議 (処理方法の変更の決定) 様式6-2 「処理方法及び搬入時間等の決定（変更）」の通知 | 協議 協議 | |
| 収束期 災害廃棄物の受入終了時 | 災害廃棄物の受入終了 様式7 「災害廃棄物受入終了報告書」の提出 | 災害廃棄物の受入終了状況の把握 ⇒災害廃棄物由来の焼却残さ等の搬入終了の確認と報告 | | |

本フローは、発災後に各団体がどのような手順を踏んで対応していくのか理解を深めるために作成した例である。

最大規模の災害の発生を想定しているものではあるが、時期・順番は状況によって前後することがある。

情報の流れ



災害時の廃棄物処理方針
令和 7 年 10 月
東京たま広域資源循環組合

〒190-0181

東京都西多摩郡日の出町大字大久野 7642 番地

電話 : 042-597-6153

FAX : 042-597-7886